

## 2019年ゴールデンウィーク 10 連休における当院の対応について

新天皇の即位日(2019年5月1日)等を祝日扱いとする法案が国会で成立し、今年のゴールデンウィークが超大型連休になることとなりました。

つきましては、ゴールデンウィークは、以下のとおり通常診療日(一部休診)を設定いたします。

通常診療日：2019年4月29日(月)・5月2日(木)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	<b>4/29-5/2 通常診療日</b>					4月27日
4月28日	4月29日 (昭和の日) 通常診療日	4月30日 (国民の休日)	5月1日 (新天皇即位)	5月2日 (国民の休日) 通常診療日	5月3日 (憲法記念日)	5月4日 (みどりの日)
5月5日 (こどもの日)	5月6日 (振替休日)					

※通常診療日は、予約のある方のみ診察が可能です。  
 なお、救急診療は連休中も含め通常どおり対応いたします。